

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標と取組内容

目標1：労働者1人当たりの月平均残業時間を10時間以内とする

取組内容：令和7年4月～ 長時間労働削減の方針について担当課からメッセージを発信する
令和7年4月～ ノー残業デーや定時退社の呼びかけをする
令和8年4月～ 業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う
令和9年4月～ 毎週特定曜日を設定し、サービス提供を除き管理職も含めた完全定時退社とする

目標2：全職員の有給休暇取得率を60%以上とする

取組内容：令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
令和7年10月～ 法人内検討委員会での検討開始
令和8年4月～ 有給取得率を幹部職員会議で公表し、法人内で共有する
令和9年4月～ 有給休暇の取得率が低い管理職とその職員の所属する所属長に人事担当課が面談を実施する

目標3：育児・子の看護休暇等の諸制度の拡充および周知

取組内容：令和7年4月～ 幹部職員会議により全職員への周知を図る

女性の活躍推進企業 データベース

